







月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
13	R5. 4. 21	R5. 5. 9	○(東京都中央区○丁目○番○号○)に係る消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成24年5月18日24臨予(災)第47号)	30		●													(7条3号)法人情報のうち電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため	東京消防庁予防部防火管理課
14	R5. 4. 21	R5. 5. 9	○(東京都港区○丁目○番○号)に係る次の公文書 1 消防計画作成(変更)届出書(令和2年11月17日2芝予(防)第2884号) 2 共同防火管理協議事項作成(変更)届出書(平成24年3月1日23芝予(防)第4292号) 3 共同防火管理協議事項作成(変更)届出書(平成25年5月23日25芝予(防)第1046号) 4 共同防火管理協議事項作成(変更)届出書(平成26年3月26日25芝予(防)第5667号) 5 全体についての消防計画作成(変更)届出書(平成27年5月18日27芝予(防)第39号)	5		●														東京消防庁予防部防火管理課
15	R5. 4. 21	R5. 5. 9	○(東京都港区○丁目○番○号)に係る次の公文書 1 消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成24年3月1日23芝予(防)第4291号) 2 消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成25年5月23日25芝予(防)第1045号) 3 消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成26年3月26日25芝予(防)第5666号) 4 消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成26年9月30日26芝予(防)第2731号、平成26年9月30日26芝予(災)第1070号) 5 消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成27年5月18日27芝予(防)第691号) 6 全体についての消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成26年3月26日25芝予(防)第4965号) 7 全体についての消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(令和2年11月19日2芝予(防)第157号)	24		●													(7条3号)法人情報のうち電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため (7条4号)住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため (7条4号)公にすることにより、内部への侵入や園児等に対する犯罪の実行を容易するなど、公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
20	R5. 5. 1	R5. 5. 11	○(小平市○丁目○番○号)に係る 1 防火対象物使用(変更)届出書その1(平成4年12月7日第4086号)の鑑 2 消防用設備等設置届出書(平成4年12月7日第4244号)の鑑 3 消防用設備等設置届出書(平成7年2月23日第72号)の鑑 4 消防用設備等設置届出書(平成5年11月2日第429号)の鑑 5 消防用設備等設置届出書(平成4年12月7日第4247号)の鑑 6 消防用設備等設置届出書(平成4年12月7日第4246号)の鑑 7 消防用設備等設置届出書(平成4年12月7日第4248号)の鑑	7		●													(7条2号)消防設備士の住所、氏名、交付番号藤は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条3号)欄外電話番号は、公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。 (7条4号)届出者印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
21	R5. 5. 2	R5. 5. 11	○(江東区○丁目○番○号)に係る消防用設備等設置届出書(昭和51年2月7日第32号)の配置図、設備系統図及び平面図	6	●															東京消防庁予防部予防課
22	R5. 4. 28	R5. 5. 11	○(東京都八王子市○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書(平成28年6月20日交付)及び消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和3年12月20日3八予(報)第2831号)	11	●	●													(7条4号)この情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき該当する。	東京消防庁予防部査察課





月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
32	R5.5.8	R5.5.16	○(大田区○丁目○番○号)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和48年7月14日収第106号)のかがみ、配置図、平面図及び立面図	9		●													(7条2号)住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号)住宅及び住宅の共用部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課	
33	R5.5.11	R5.5.16	1 ○(大田区○丁目○番○号)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(平成15年4月28日第219号)の平面図 2 ○(大田区○丁目○番○号)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(平成17年4月25日第1号)の平面図 3 ○(大田区○丁目○番○号)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(平成12年2月18日第23号)の平面図 4 ○(大田区○丁目○番○号)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(平成11年7月21日第120号)の平面図	16	●															東京消防庁予防部予防課	
34	R5.5.11	R5.5.18	○(東京都港区○丁目○番○号)に係る消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成26年2月10日25芝予(防)第4502号)	3	●															東京消防庁予防部防火管理課	
35	R5.5.11	R5.5.18	○(東京都港区○丁目○番○号)に係る消防計画作成(変更)届出書及び添付された消防計画(平成21年5月18日21芝芝(防)第48号)	74	●															(7条2号)住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号)住戸部分を公にすることで、住居内部への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため (7条4号)住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課





月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
46	R5. 5. 22	R5. 5. 24	①東京消防庁八王子消防署北野出張所旧庁舎(4)解体工事の内訳書一式 ②東京消防庁秋川消防署秋留台出張所旧庁舎(4)解体工事の内訳書一式	91	●															東京消防庁総務部施設課	
47	R5. 5. 17	R5. 5. 24	○(豊島区○丁目○番○号)に係る防火対象物使用(変更)届出書その1(平成11年8月9日第163号)の平面図	6		●					●		●							(7条2号)住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号)住宅及び住宅の共用部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
48	R5. 4. 3	R5. 5. 25	火災調査書類(令和5年3月29日4深豊第62号)のうち、 1 火災調査書(別記様式第15号及び別記様式第15号の2) 2 出火原因判定書(別記様式第16号及び別記様式第26号) 3 現場(鑑識)見分調書(別記様式第18号及び別記様式第26号) 4 現場質問調書(別記様式第19号及び別記様式第26号)	73		●					●			●						(7条2号)特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条6号)関係者の供述内容等の任意に得られた情報は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課





